

粉体工学会英文誌特集論文発行に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）が刊行する Advanced Powder Technology（以下、英文誌という）における特集論文発行に関して必要な事項を定めるものである。

2. 特集論文の定義

特集論文とは、発行申請者が関与する会議やシンポジウムでの発表をもとに投稿される論文（会議論文）、あるいは発行申請者が主題を限定した論文（主題限定論文）である。

3. 審査および発行

- 1) 特集論文の審査および発行は、発行申請者が提出する申請書および発行要件書をもって編集委員会にて審査・承認されなければならない。
- 2) 特集論文の発行は、編集委員長の名義をもって正式に決定される。

4. 申請書

- 1) 会議論文の場合：会議名、会議の趣旨、会議開催履歴、発行目的、投稿論文数、発行スケジュール、同会議で過去に発行された特集号等の情報を記し、発行申請者、会議主催者、連絡担当者の署名をもって、提出される。また発行申請者は、会議主催者を兼任してもよい。
- 2) 主題限定論文の場合：主題、発行目的、投稿論文数、発行スケジュール、同主題で過去に発行された特集号等の情報を記し、発行申請者と連絡担当者の署名をもって、提出される。

5. 発行要件書

- 1) 発行要件書には、特集論文の審査発行にあたり発行申請者側が準拠すべき発行要件を記載する。原則として次の内容を含める。
 - ①特集号を刊行しない。掲載決定順に一般論文と区別せずに発行すること。
 - ②特集論文である旨を各論文第1ページの欄外に記載すること。
 - ③ゲストエディターは設けないこと。
 - ④投稿論文数は最大 30 報。発行申請者は事前に投稿者リストを提出すること。
 - ⑤現行の審査要領が適用されること、一定水準に満たない投稿や類似率が 50%を超える投稿は審査前に返却されること、粉体に関する論述内容であることを、発行申請者は事前に投稿者に周知する必要があること。
 - ⑥その他、編集委員長が特に必要と判断した事項。

(附則)

この内規は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）